

◎新潟県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年2月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 両津真野赤泊線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市吾潟字越戸2044番1から同市吾潟字大手崎677番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月15日